

出産育児一時金

出産育児一時金

妊娠・出産は、病気などとは違い、健康保険が使えないため全額自己負担となります。まとまった支出の負担を軽減するため、出産費用の一部をまかなってくれるのが「出産育児一時金」です。この制度を利用すると、被保険者及びその被扶養者が出産された時に出産育児一時金を受けることができます。当院でご出産された場合、1児につき50万円が支給されます。多胎児を出産したときは、胎児数分だけ支給されます。

直接支払制度

当院では、できるだけ患者様の負担を軽減できるよう「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」をご利用頂けます。この制度を利用されますと、妊婦の方がご加入されている医療保険者に、当院が代わって出産育児一時金を請求いたしますので、まとまった出産費用をご用意頂く必要がなくなります。



直接支払制度を利用するには

- ① 当院へ被保険者証を提示してください。
- ② 退院するまでの間に「直接支払制度の利用に合意する文書」の内容に同意して頂く必要があります。この制度の利用は保険に加入されていることが必要です。ご不明な点はスタッフへお尋ねください。



支給額未満(超えた)場合はどうなるの？

- 出産にかかった費用が、出産育児一時金の支給額の範囲内であった場合…出産後、その差額についてご本人が加入している健康保険へ請求することができます。
- 出産にかかった費用が、出産育児一時金の支給額を超える場合…その超えた額を当院へお支払い頂くことになります。



出産育児一時金の直接支払いの手順

直接支払制度の利用をするかどうかを決めます。※ 制度についてお知りになりたい方は受付にお申し出ください。

